



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 石 塚 硝 子 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 塚 久 継  
コ ー ド 番 号 5204 (東 証 ・ 名 証 第 一 部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 人 事 ・ 総 務 部 長  
稲 本 弘 希  
電 話 番 号 (0587-37-2111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を、平成 30 年 6 月 14 日開催予定の第 83 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

コーポレートガバナンスの更なる強化と業務執行の迅速化を図り、取締役と執行役員の機能・役割をより明確にするため、現行定款の一部変更を行うものです。

また、その他一部文言の修正を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年 6 月14日

定款変更の効力発生日 平成30年 6 月14日

以上

【別紙】

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、取締役会長又は取締役社長がその議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長、取締役社長ともに事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第17条～第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第25条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長を置かないとき又は事故あるときは取締役社長が、取締役会長、取締役社長ともに事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第27条～第43条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会の議長には、取締役会においてあらかじめ定めた取締役があたる。</u></p> <p>第17条～第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第25条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議長には、取締役会においてあらかじめ定めた取締役があたる。</u></p> <p>第27条～第43条 (条文省略)</p>

以上